

第6章

文化財の保存・活用に関する 現状・課題・基本施策



2019（令和元）年の那珂川水系の氾濫

災害は住民の生活はもとより、代々伝えられた文化財に大きな被害をもたらします。



第6章

文化財の保存・活用に関する現状・課題・基本施策

第5章で定めた将来像を実現するに当たって、何が課題となっていて、その課題を踏まえてどのような考え方で保存・活用をしていけばよいのでしょうか。

第6章では、将来像に向けての現状と課題、及び基本施策を整理します。

1 文化財の保存・活用に関する現状と課題

(1) 基本方針1「偕に知る－調査・研究・発信－」に関する現状と課題

価値ある文化財を調査・研究し、市民と共有していく必要があります。

① 未指定文化財について

未指定文化財については、第4章で整理したように（→94ページ）、有形文化財（歴史資料を除く。）、記念物、埋蔵文化財、行事・イベント、特産品、戦争の記憶、民話・伝説、水戸の景観は把握が進んでいる一方、歴史資料、無形文化財、民俗文化財、石造物等の把握が相対的に少ない状況にあります。そのため、把握が少ない類型の文化財を中心に、未指定文化財の把握を継続していく必要があります。

② 民間所在資料について

古文書や古写真は、民家の押し入れや蔵などに長年しまわれたまま、所有者も把握しきれていないことが多く、また、家財整理等により廃棄されてしまう可能性も高い文化財です。そのため、こうした民間所在資料の所在確認を継続して進めていく必要があります。

③ 埋蔵文化財について

埋蔵文化財の調査については、文化財保護法第93条に規定されている、開発に伴う届出件数が年間200件前後あり、それに伴う試掘・確認調査件数も年間100件前後を実施しています。これらの数字は、県内市町村の総件数のおおむね4分の1に相当し、県内における本市の届出件数・調査件数は突出して高い状況にあります。こうした状況に対応するため、埋蔵文化財の室内整理にかかる人員を割き、現地調査を優先させるなどの措置を講じざるを得ず、現地調査と室内整理のバランスに不均衡が生じ、本市ではこれまでその是正に努めてきました。

室内整理は、現地調査で記録した図面や写真、出土した遺物を整理し、発掘調査報告書としてまとめる作業で、調査成果を市民に発信していく上で欠かすことのできない大切な作業です。そのため、現地調査と室内整理について、適正なバランスにより着実に調査・研究を進めていく必要があります。

④ 博物館資料について

博物館は、施設だけでは魅力を発信できません。施設に収蔵・展示されている資料が、博



博物館の主角と言えます。そのため、本市の歴史や文化、自然に関する資料を収集・調査・研究していくことが、博物館の魅力を高める大切な基盤となります。

本市は、市立博物館が所蔵する市指定文化財「石河明善日記」を翻刻・刊行するなど、重要な歴史資料の調査・研究・発信を続けてきました。今後も博物館において、こうした歴史資料の翻刻をはじめ、資料の収集・調査・研究を進め、活用につなげていく必要があります。

⑤ 天然記念物について

市指定天然記念物「ヒカリモ」をはじめとする、市内に生息する動植物の保全・活用に向けては、個々の動植物に適した自然環境のモニタリングが欠かせません。そのため、定期的な調査・研究により、生息環境をモニタリングしていく必要があります。

近世日本の教育遺産群の価値を調査・研究し、市民に発信していく必要があります。

⑥ 近世日本の教育遺産群の世界遺産登録について

「近世日本の教育遺産群」は、本市に所在する弘道館・偕楽園、足利学校（足利市）、閑谷学校（備前市）及び咸宜園・豆田町（日田市）の4県4市にまたがる複数の資産を「教育遺産群」として一括して評価する文化財で、日本遺産に認定されています（→68ページ）。

これを世界遺産に登録することは、市民が国際的な視点から文化財の価値を認識することにつながり、郷土愛の醸成はもとより、保存・活用に際して多くの効果を生み出すことが期待できます。

そのため、世界遺産登録の要件である顕著な普遍的価値¹を証明するための調査・研究を進めていく必要があります。

時代に適応した効果的な情報発信を推進する必要があります。

⑦ WEB²による情報発信について

本市のホームページでは、文化財に関連する情報を日々更新しており、過去の情報を含めると、多量の情報が蓄積されています。こうした文化財関連情報は、インターネットが普及している今日において、情報発信に欠かせないものです。

一方、情報量が多いことから、知りたい情報をすぐに見つけにくい状況が生じることがあります。ホームページから知りたい情報にすぐにアクセスできるよう、サイトマップを適宜見直し、分かりやすいホームページにしていく必要があります。

¹顕著な普遍的価値（Outstanding Universal Value）：世界遺産の登録要件で、OUVと略されます。具体的には「世界遺産条約履行のための作業指針」が示す10個の登録基準のうち、いずれか一つに該当すればOUVが認められ、世界遺産に登録されます。

²WEB：World Wide Webの略称です。インターネット上の文字や画像、動画などの閲覧を可能にするサービスのことで、代表的なサービスにホームページやSNSがあります。



また、普及が著しいSNS³や「全国文化財総覧」をはじめとする全国データベースシステムなど、WEBを活用した情報発信は目覚ましい速度で発達していることから、時代に適応した情報発信方法を適宜収集し、推進していく必要があります。

⑧ 印刷物、講演等による情報発信について

WEB上での情報発信が発達する一方、ガイドブック、パンフレット、文化財マップ、報告書等の印刷物や講演等による情報発信も根強い人気があります。こうした従来型の情報発信も継続して推進し、多様な情報発信の要望に応えていく必要があります。

⑨ 説明板等について

文化財の魅力を伝えるためには、実際に来て、見ることの効果は非常に大きいものがあり、現地に立つ説明板、標柱、サイン等は、理解の促進に欠かせないものです。一方、市内の指定等文化財には、案内板を設置していないものがあり、また、既設の説明板の老朽化も進行しています。そのため、説明板等の新設や修繕を進めていく必要があります。

⑩ 多言語化について

訪日外国人の増加を踏まえ、外国人に文化財の魅力を感じてもらう取組が全国的に求められています。本市においても、説明板等やパンフレットの多言語化を推進し、外国人観光客の受け入れ体制の強化を図っていく必要があります。

(2) 基本方針2「偕に守る－保存－」に関する現状と課題

文化財を指定・認定し、保存を図っていく必要があります。

① 指定等文化財の拡充について

市内には、指定等にふさわしい未指定文化財が多く存在しています。こうした文化財について、指定等による保存を図っていく必要があります。

特に、市独自の認定制度である地域文化財及び国登録文化財は、現状変更等の制限が緩やかで、文化財所有者にとっても理解されやすい制度である一方で、指定文化財に比べると件数が少ないことから、制度を積極的に活用していく必要があります。

水戸ならではの歴史・自然景観を将来の世代に伝えていく必要があります。

② 景観について

文化財を取り巻く歴史・自然景観は、文化財の価値と密接に関わっています。しかしながら、こうした景観は開発等によって失われやすい性格を有していることから、保全・形成を図っていくことは重要な課題の一つです。

³SNS：Social Networking Serviceの略です。登録された利用者同士が交流できる、インターネットを利用した会員制サービスのことです。



民間所在資料の調査

民家や地域のお堂などには、未調査の文化財が所在しています。こうした民間所在資料の確認を進めていく必要があります。
※写真：江川観音堂（内原町）の絵馬調査

埋蔵文化財の調査

埋蔵文化財は、現地調査はもとより、室内整理も大切な作業です。現地調査と室内整理の適切なバランスを図っていく必要があります。
※写真：埋蔵文化財センターの室内整理作業



動植物の生息環境調査

動植物は環境の変化に敏感なため、生息環境を定期的にモニタリングし、生息状況を把握していく必要があります。
※写真：市指定天然記念物ヒカリモ（備前町）の調査



世界遺産登録の調査・研究

世界遺産登録に向けては国際的視野からの学術的検討を重ね、顕著な普遍的価値を証明していく必要があります。
※写真：教育遺産世界遺産登録推進協議会専門部会



全国データベースシステム「全国文化財総覧」

市が運営するホームページやSNSのほか「全国文化財総覧」等の全国データベースシステムを活用し、幅広い情報発信を推進していく必要があります。

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

資料



③ 水戸城土塁（法面）について

水戸城大手門・二の丸角櫓・土塀直下の土塁は、崩落防止のためのコンクリート法枠がむき出しとなっており、歴史的景観を損ねている部分が見られます。

また、法枠施工がなされていない部分は崩落の危険があり、急傾斜地崩壊対策を講じ、住民の安全確保を図ることが急務となっています。

そのため、急傾斜地崩壊対策と歴史的景観の維持向上を両立させながら、土塁整備を進めていく必要があります。

④ 緑や環境の保全について

希少な動植物など、天然記念物の保存に向けては、それらが生育する環境の保存措置が重要となります。そのため、市内にある良好な森林、樹木、水辺環境等の保全を講じていく必要があります。

文化財の性質や状況に応じた保存措置を講じ、未来に伝えていく必要があります。

⑤ 文化財の性質に応じた保存について

文化財には多様な類型があり（第2章参照）、保存に当たっては、それぞれの類型に応じて、文献史学、考古学、民俗学、美術史、自然科学等の専門知識や技術に裏付けられた取扱いが求められます。

そのため、各文化財の性質に応じた管理はもとより、巡視、公有化、遺跡地図の更新等、個別の文化財の状況に応じた保存措置を講じていく必要があります。

特に、国指定等文化財については、保存活用計画⁴の作成が法制化されていますが、台渡里官衙遺跡群をはじめとする市所有・管理の文化財の計画が未作成であり、適宜作成していく必要があります。

⑥ 文化財の保管について

博物館資料、出土遺物、自治体史編さん資料、公文書は、本市の歴史文化を知る上で重要です。そのため、これらの文化財を適切に保管し、後世に伝える必要があります。

特に、博物館資料や出土遺物については、収蔵スペースの不足が全国的な課題となっており、本市においても同様の課題が生じています。そのため、収蔵施設の在り方の検討を進め、適切な保管環境を整えていく必要があります。

⁴保存活用計画：文化財保護法によって制度化された、個々の文化財の保存・活用を進めていくための指針となる基本的な計画です。国指定文化財及び登録文化財が作成の対象となり、文化財所有者又は管理者が作成し、国の認定を受けることができます。



文化財をデジタル上で保存し、市民に共有していく必要があります。

⑦ 文化財のDX⁵について

急速に進む社会のデジタル化は、文化財の保存・活用にも浸透しています。特に、三次元レーザ測量やフォトグラメトリ⁶は、高精細なデータ化が可能であるとともに、比較的短時間で作業できるなど、効率化にもつながることが期待されており、文化財分野での普及が進んでいます。本市においても、こうした新技術の導入に向けて研究・検討し、効率的で質の高い保存・活用を図っていく必要があります。

また、博物館資料のデジタルアーカイブ⁷化は、2023年（令和5）年4月に施行された改正博物館法⁸において、博物館が行う事業として新たに規定されました。デジタル化によって、資料の価値が公共に共有されることはもとより、管理面においても効率化が進み、災害時にも資料の被害状況を正確に把握できるなど、多くの効果が期待されています。

本市においても、博物館資料のデジタルアーカイブを推進し、誰もが資料を共有できる環境を構築していく必要があります。

強靱な文化財防災体制を市民協働により築き上げていく必要があります。

⑧ 文化財の防災について

近年各地で頻発する豪雨や地震等の大規模災害により、市民の生命や生活が脅かされる危機が身近になっています。本市においても、2019（令和元）年台風第19号によって那珂川水系が氾濫し、甚大な被害を及ぼしました（→103ページ）。氾濫した地域に所在する古文書や民俗資料等も水損するなど、危機的状況が生じましたが、地域住民の協力のもと、茨城史料ネットや県立歴史館により救出され、保存措置が図られました。

ひとたび大規模災害が発生すると、人命はもとより、地域が培ってきた歴史をも一瞬にして失うおそれがあります。本市においても、文化財の防災設備の整備や定期的な防火訓練の実施など、災害から文化財を守る備えを平時から強化するとともに、災害発生時の文化財レスキュー体制を構築するなど、多角的な視点から文化財防災の対策を講じていく必要があります。

⁵DX：Digital Transformationの略です。デジタル技術を活用し、社会や生活をより良いものに変革することを意味しています。

⁶フォトグラメトリ：写真測量の一種で、デジタルカメラで被写体を様々な角度から撮影し、高精細な3次元モデルを作成する技法です。特別な機材を必要とせず、デジタルカメラとコンピュータ、プログラムをそろえるだけで3次元計測が可能であり、文化財分野で急速に普及しています。

⁷デジタルアーカイブ：博物館、図書館の収蔵資料等を電子的に記録し、インターネット等を通じて検索、参照、活用を可能にすることです。

⁸改正博物館法：2022（令和4）年4月8日に成立し、2023年（令和5）年4月1日に施行されました。単独改正としては70年ぶりとなります。博物館が行う事業として、同法第3条第1項の三に「博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること」が新たに加えられ、デジタルアーカイブの推進が法制化されました。



コンクリート法枠に覆われた水戸城土塁

水戸城土塁は文化財であるとともに、一部が土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域に指定されています。歴史的景観に配慮しながら、土塁を崩壊から守る措置を講じていく必要があります。

※写真:二の丸の復元土塀沿いの土塁

博物館資料の収蔵状況

博物館資料や出土遺物の保管スペース不足は全国的な課題で、本市においても同様です。適切な保管環境を整備していく必要があります。

※写真:市立博物館自然部門の収蔵庫



フォトグラメトリによる文化財の計測

デジタル技術の進化に伴い、文化財を正確かつ効率的に記録化できる環境が整いつつあり、本市においても文化財のデジタル化を進めていく必要があります。

※写真:梵鐘の3D計測(制作:本間岳人)

水害による文化財の被災

災害で被災した文化財であっても、適切な処置を施せば後世に伝えていくことができます。そのため文化財防災体制をあらかじめ構築し、有事に備えていく必要があります。

※写真:洪水により水没した赤沼山薬師堂(国田町)





(3) 基本方針3「偕に生かす－活用－」に関する現状と課題

歴史的風致を生かしたまちづくりを長期的に進めていく必要があります。

① 歴史的風致の維持・向上について

本市では、2009（平成21）年度に水戸市歴史的風致維持向上計画（第1期）を策定し、城下町・水戸としての良好な市街地環境の維持・向上を図るための施策を推進してきました。現在は第2期計画（→7ページ）に基づく施策を推進しています。

歴史的風致の維持・向上は、様々な施策を長期的に積み重ねることによって達成できる性格のものです。そのため、今後も同計画の進行管理のもと、息の長い取組により、天下の魁・水戸にふさわしい風格ある歴史まちづくりを推進していく必要があります。

楽しめる交流拠点づくりを進めていく必要があります。

② 交流拠点づくりについて

水戸市第7次総合計画－みと魁・Nextプラン－では、都市空間整備計画の柱の一つに「楽しめる交流拠点づくり」を掲げ、水戸ならではの自然や歴史、芸術・文化、スポーツなど、様々な資源の魅力を高め、多くの人を楽しめる拠点づくりを進んでいるところです。

文化財の活用は、こうした交流拠点づくりを進める上で重要な役割を担っています。そのため、総合計画に位置付けている「弘道館・水戸城跡周辺地区」、「偕楽園・千波湖周辺地区」、「保和苑周辺地区（ロマンチックゾーン）」、「備前堀周辺地区」の歴史的資源の集積エリアはもとより、大串貝塚ふれあい公園、台渡里官衙遺跡群、水戸市水道低区配水塔等の「歴史公園・史跡・建造物等」を市民協働により活用し、楽しめる交流拠点づくりを進めていく必要があります。

日本遺産を活用した地域の活性化を図る必要があります。

③ 日本遺産の活用について

日本遺産は、我が国の文化・伝統を語るストーリーを国が認定し、活用を図る制度です。日本遺産に認定されると、地域に点在する文化財を「面」としてパッケージ化し、一体的な整備・活用を通して、戦略的・効果的に国内外に発信していくための様々な施策について、国の支援を受けながら推進することが可能となります。

本市においても、2015（平成27）年4月に、「近世日本の教育遺産群－学ぶ心・礼節の本源－」（第2章第3参照）が第1号に認定され、教育や観光等、様々な観点から活用事業に取り組み、日本遺産ブランドの活用を推進してきました。

一方で、「近世日本の教育遺産群－学ぶ心・礼節の本源－」は、水戸市、足利市、備前市



及び日田市の複数市町村にまたがる広域のストーリー（シリアル型）であることから、単一市町村のストーリー（地域型）に比べると実効性の高い活用策が限定されるなどのハードルがあり、市民との連携も構築中であるなどの課題もあります。

そのため、今後もこうした課題に向き合いながら、「日本遺産のあるまち」としての誇りと愛着を市民に持ってもらうとともに、誘客につながるよう、日本遺産ブランドの活用を強化していく必要があります。

水戸の誇る多様な文化について、更なる活用を図る必要があります。

④ 水戸らしさを伝える文化財の活用について

第2章第2で掲げた本市の未指定文化財のうち、水戸黄門まつり、水戸の梅まつり、風土記の丘ふるさとまつり等の各種まつり、オセロ、花火等の生活文化、納豆、梅等の食文化、水府提灯、七面焼等の伝統工芸は、本市の産業、観光、文化交流、農業振興等において主力となる未指定文化財です。

これらの未指定文化財は、地域計画においてはじめて文化財として整理したことから、文化財としてどう活用するかは今後の課題と言えます。

そのため、水戸の歴史に裏打ちされたまつりや生活文化、食文化、伝統工芸に係る未指定文化財を「水戸らしさを伝える文化財」として位置付け、更なる活用を図っていく必要があります。

「水戸らしさを伝える文化財」の例

【まつり】水戸黄門まつり、水戸の梅まつり、水戸のあじさいまつり、水戸の桜まつり、水戸の萩まつり、風土記の丘ふるさとまつり

【生活文化】オセロ、花火、^{せきしゅうりゅう}石州流

【食文化】納豆、梅、吉原殿中、那珂川の鮭、あんこう料理、水戸藩らーめん、黄門料理、^{しょくさいろく}食菜録のレシピ、ビスケット

【伝統工芸】水戸黒、七面焼、水府提灯、農人形、水戸彫、水戸の武道具、米粒人形、水戸金工、水戸拓、水戸やなかの桶、水戸押絵

博物館が集積する文化のまちとしての魅力を高めていく必要があります。

⑤ 博物館の活用について

第1章第2で掲げたように、本市は県内最多の20の博物館が集積している特色あるまちです（→29ページ）。

こうした特色は、複数の博物館による連携によって、相乗効果を生み出しやすいという利



点があります。そのため、個別の博物館による展示の充実を図るとともに、複数館による連携も適宜図りながら、一層の活用を図っていく必要があります。

戦争の記憶を継承し、平和の尊さを伝えていく必要があります。

⑥ 平和事業について

本市は、近代に陸軍衛戍や満蒙開拓青少年義勇軍国内訓練所が設置され、多くの人々が海を渡って戦争に関わるとともに、水戸空襲によって市街地の大半が焼失するなど、アジア・太平洋戦争の深い爪痕を残すまちです。

本市では、こうした戦争の悲惨さを後世に伝えるため、戦争経験者による戦争語り部を中心に平和事業を進めてきました。しかし、戦後80年以上が経過し、戦争の記憶が加速度的に失われつつあり、戦争経験者を中心とした平和事業の転換が求められています。

そのため、戦争経験者の証言のアーカイブや戦後世代による語り手の育成など、戦争の記憶を継承する事業を展開し、恒久的に平和の尊さを伝えていく必要があります。



史跡を活用した地域主催イベント

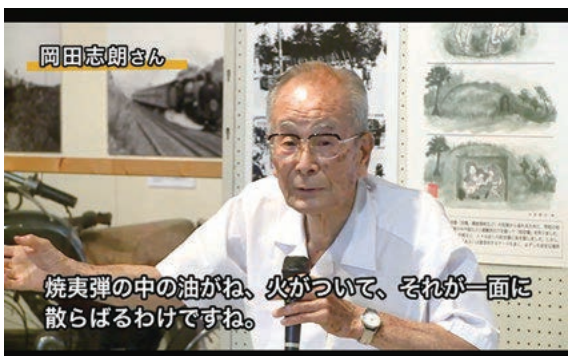
台渡里官衙遺跡群等の文化財について、市民との協働により、多くの人々が楽しめる交流拠点となるよう活用していく必要があります。

※写真:だいわたり盆踊りまつり(2024(令和6)年開催/渡里町)

水戸らしさを伝える文化財の活用

納豆など、水戸の歴史に裏打ちされたものを「水戸らしさを伝える文化財」とし、活用していく必要があります。

※写真:水戸納豆(左上は納豆のまち・水戸ロゴマーク)



岡田志朗さん

焼夷弾の中の油がね、火がついて、それが一面に散らばるわけですね。

戦争の記憶の映像化

戦争経験者は年々高齢化しています。戦争の悲惨さ、平和の尊さを伝えるため、戦争の記憶の継承に向けた措置を講じていく必要があります。

※写真:戦争経験者の講演(アーカイブ「わたしは戦争を忘れない」)



(4) 基本方針4「偕に育てる一人づくり」に関する現状と課題

郷土愛の醸成を図る機会を提供していく必要があります。

① 子育て、学校教育について

水戸市第7次総合計画－みと魁・Nextプラン－では、将来都市像を実現するための施策の大綱の一つに「まち全体で「こどもたちを育むみと」」を掲げ、子育てや教育に係る施策に注力しています。

こどもが文化財や博物館に親しむことは、水戸を愛し、世界で活躍できる人材の育成につながっていく上で有効です。そのため、水戸スタイルの教育や体験型教育の充実など、郷土愛の醸成を図る機会を提供していく必要があります。

文化財を生かした学びの機会を提供するとともに、文化財の担い手を確保していく必要があります。

② 生涯学習について

本市は1999（平成11）年11月に生涯学習都市宣言を掲げ、「郷土を守り育てるために、みんなで学び合い、その成果を家庭・学校・地域にいかし、お互いに支え合い、活力と魅力にあふれた高い文化のまちづくりをめざします」と謳いました。

文化財を生かした講座や博物館での展覧会は、市民ニーズが高く、市民の学ぶ意欲や楽しみたい気持ちを叶える重要な機会です。

そのため、誰もが豊かさや生きがいを感じられるよう、市民協働により文化財を生かした生涯学習を促進していく必要があります。

③ 担い手の確保について

現在、全国規模で少子化に伴う人口減少や高齢化が進行する中、無形文化財、無形の民俗文化財等の伝統芸能の担い手の高齢化や後継者不足は大きな課題となっています。

本市においても、民俗芸能団体への補助金交付や発表機会の提供、学校での伝統芸能の練習など、伝統芸能の継承支援を行ってきましたが、より深刻化する課題に対し支援を充実させ、本市ならではの伝統芸能を担う人材の確保に努めていく必要があります。



学校における伝統芸能の継承

下大野小学校では、授業の中で県指定文化財「大野みろくばやし」を練習しています。このように児童・生徒が文化財に触れる機会を充実させていく必要があります。

※写真:大野みろくばやしの授業(下大野小学校)

生涯学習による文化財の活用

生涯学習において、歴史や文化財は需要の高い分野であり、こうしたニーズを生かした生涯学習を推進していく必要があります。

※写真:生涯学習サポーター主催の歴史街歩き



(5) 基本方針5「偕に歩む－推進体制－」に関する現状と課題

文化財の諸施策を適切に推進する体制を維持していく必要があります。

① 推進体制の維持について

文化財の取り扱いには、歴史学、考古学、民俗学、美術史、自然科学等の専門的知識が必要となります。そのため、保存・活用に際しても、こうした知識や技術を要する場合が多く、外部からのチェック機能と、専門知識や技術を持つ職員の配置が欠かせません。

そのため、文化財保護審議会をはじめとする法定の附属機関や協議会、史跡等整備検討専門委員等の専門委員から指導・助言を適宜得るとともに、文化財主事や学芸員など、各分野の専門知識や技術を有する職員を適切に配置し、施策を推進していく必要があります。

② 施設の管理について

本市では、博物館ごとに施設長寿命化計画を策定し、維持管理に努めているところですが、市立博物館は開館から46年、埋蔵文化財センターは開館から35年が経ち、経年による施設の老朽化が目立ってきています。

今後、施設の老朽化等が原因で、収蔵資料が万一にも劣化しないよう、中長期的視点に立ち、施設の在り方の検討を含めた適切な維持管理に努めていく必要があります。



市民協働による地域総がかりで文化財を保存・活用していく体制を充実させていく必要があります。

③ 地域との協働について

文化財は、長い年月をかけて地域で生まれ、愛され、守り伝えられてきました。文化財は本質的に地域のものであり、地域が行政とともに主体的に文化財に向き合うことで、持続可能な保存・活用が実現できます。

地域計画は、こうした市民協働による地域総がかりの文化財の保存・活用を強く打ち出した計画であることから、計画の推進に際しては、市民、文化財関連団体、市民活動団体、企業・学校等との連携を一層充実させ、行政主導の保存・活用から市民協働の保存・活用へとシフトチェンジを図っていく必要があります。

さらに、文化財所有者等による維持管理の負担を軽減するため、支援を継続していく必要があります。

文化財の保存・活用のための多様な資金調達に努めていく必要があります。

④ 財源の確保について

文化財は、往時の姿のまま後世に伝えていくことが望ましいとされる場合が多く、そうした文化財を修復・復元をする場合は、外観はもとより材質や工法まで、適切な時代考証に基づいて行う必要があります。そのため、多額の費用を要することが多く、財源確保が課題となっています。

近年は、ふるさと納税やクラウドファンディングなど、事業に賛同する民間から資金を募る取組が進んでいることから、本市においてもこうした制度を積極的に活用し、本市の健全な財政運営の堅持に寄与しながら、地域計画の諸施策を着実に進めていく必要があります。



2 文化財の保存・活用に関する基本施策¹

1で掲げた現状と課題を踏まえ、それに対応した19の基本施策を定めます。

(1) 基本方針1「偕に知る－調査・研究・発信－」に関する基本施策

■基本施策1-1 文化財の調査・研究と価値の発信



未指定文化財、民間所在資料、市内遺跡、博物館資料、ヒカリモ、自然環境など、様々な文化財の調査・研究を推進するとともに、歴史資料、無形文化財、民俗文化財、石造物等の分野の把握調査を進めていきます。

■基本施策1-2 近世日本の教育遺産群の調査・研究



近世日本の教育遺産群の世界遺産登録に向け、関係自治体との教育遺産群世界遺産登録推進協議会を通じた調査・研究・発信を推進します。

■基本施策1-3 効果的な文化財の情報発信



ホームページ、SNS、全国データベースシステム等のWEBを通じた情報発信を推進するとともに、講演会の開催、説明板の設置及び多言語化を推進します。

(2) 基本方針2「偕に守る－保存－」に関する基本施策

■基本施策2-1 文化財指定等による保存の充実



市指定文化財、市地域文化財、登録文化財、関連する制度等、個別の文化財に応じた指定等を推進します。

■基本施策2-2 歴史・自然景観の保全・形成



風致地区や景観ガイドライン等による規制や誘導等を適切に推進するとともに、水戸城土塁（法面）を整備します。また、森林や水辺環境等の保全・形成を推進します。

■基本施策2-3 文化財の性質に応じた多様な保存措置



指定等文化財や埋蔵文化財包蔵地、博物館資料、出土遺物、公文書など、個別の文化財の性質に応じた保存に係る措置を推進します。

■基本施策2-4 デジタル技術による文化財の保存



三次元レーザ測量やフォトグラメトリ等の新技术を応用するなど、文化財のDX化を推進するとともに、博物館資料のデジタルアーカイブシステムを構築します。

¹基本施策：文化庁作成「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針」（2025（令和7）年3月更新）に規定されている「方針」に相当します。



■基本施策2-5 文化財の防犯・防災体制の強化



文化財防災マニュアルやレスキューリストを策定するとともに、災害発生時の文化財レスキュー体制を構築するなど、文化財の防犯・防災を推進します。

(3) 基本方針3「偕に生かす－活用－」に関する基本施策

■基本施策3-1 水戸ならではの歴史まちづくりの推進



水戸市歴史的風致維持向上計画（第2期）に基づき、歴史的風致の維持向上に係る施策を推進するとともに、適切な進行管理を行います。また、第3期計画の策定を行います。

■基本施策3-2 文化財を生かした交流拠点づくり



弘道館・水戸城跡周辺地区、偕楽園・千波湖周辺地区、保和苑周辺地区、備前堀周辺地区、歴史公園・史跡・建造物等において、文化財を活用した施策を推進します。

■基本施策3-3 日本遺産を生かした魅力発信



教育、観光、産業等の振興によって地域が活性化するよう、日本遺産「近世日本の教育遺産群－学ぶ心・礼節の本源－」を生かした施策を推進します。

■基本施策3-4 水戸らしさを伝える文化財の活用



水戸の歴史に裏打ちされたまつり、生活文化、食文化及び伝統工芸を「水戸らしさを伝える文化財」（→112ページ）と位置付け、活用に係る施策を推進します。

■基本施策3-5 博物館活動の推進



博物館が集積する文化のまちとしての特色を生かし、各博物館において、展覧会やイベント等の実施を通じた魅力ある活動を推進します。

■基本施策3-6 歴史を生かした平和事業の推進



平和記念館の展示の充実を図るとともに、ぴ〜すプロジェクト、「わたしは戦争を忘れない」を開催します。また、戦争経験者のアーカイブ化や次世代の語り部の育成を推進します。

(4) 基本方針4「偕に育てる－人づくり－」に関する基本施策

■基本施策4-1 文化財を生かした子育て、学校教育の推進



水戸スタイルの教育や、市立博物館・埋蔵文化財センターにおける体験活動など、こどもが文化財を学び、親しめる施策を推進します。



■基本施策4-2 文化財を生かした生涯学習の推進



文化財を活用した生涯学習活動を市民協働により推進するとともに、伝統芸能等の担い手の確保に向けた施策を推進します。また、図書、資料の充実を推進します。

(5) 基本方針5「偕に歩む－推進体制－」に関する基本施策

■基本施策5-1 文化財の適切な推進体制の充実



附属機関等や専門委員による審議、指導・助言に基づき施策の推進を図るとともに、文化財主事や学芸員を適切に配置します。また、博物館施設を適切に維持管理します。

■基本施策5-2 地域と協働した推進体制の充実



文化財関連団体、市民活動団体、企業・学校等と連携し、地域総がかりの保存・活用体制の充実を図ります。また、文化財所有者への支援を推進します。

■基本施策5-3 保存・活用のための財源確保

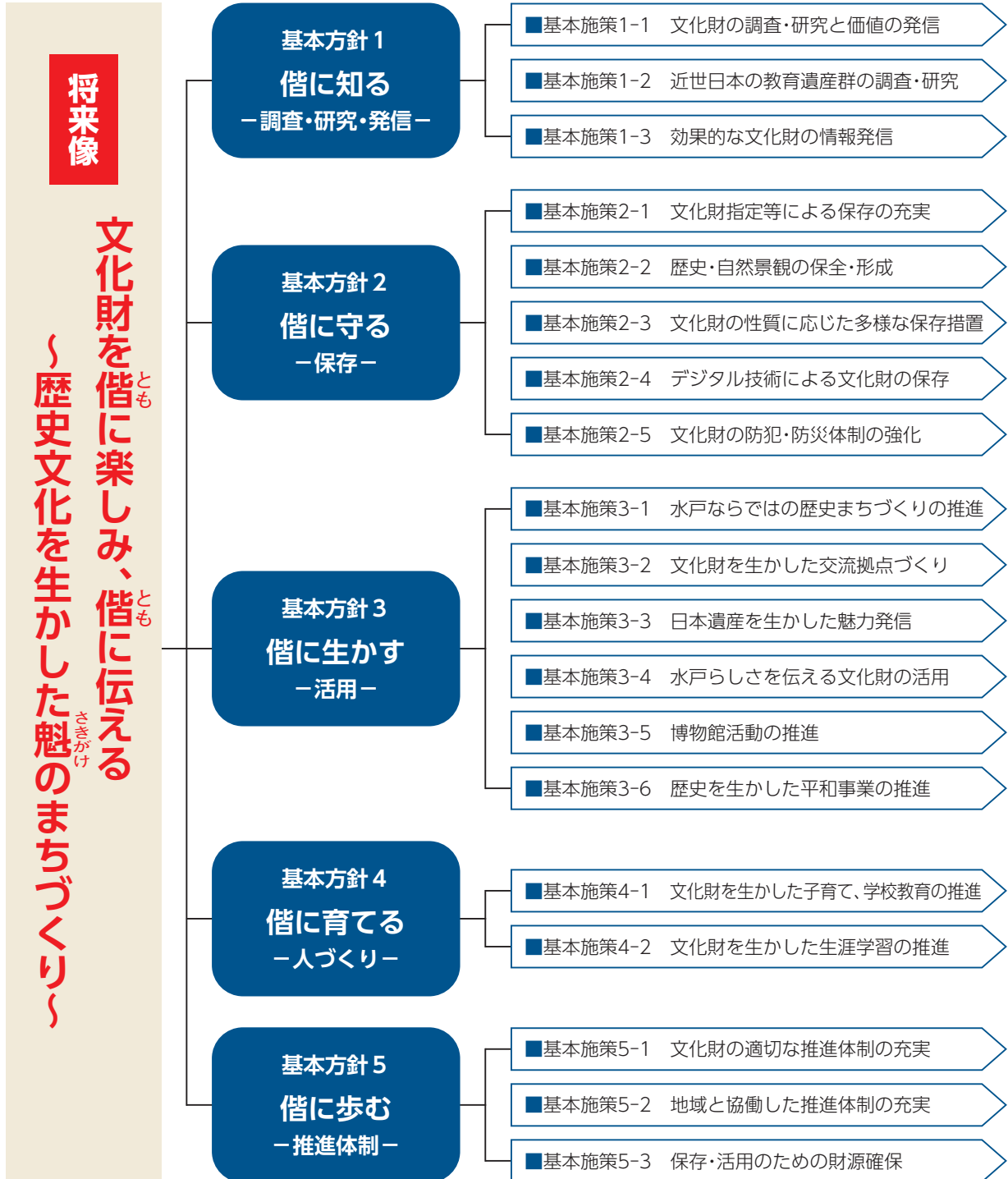


グッズの制作・販売、基金運用、ふるさと納税やクラウドファンディングの活用等、様々な角度から、文化財保存・活用に係る財源の確保に努めます。



3 施策の体系

地域計画の将来像、基本方針、基本施策の体系図は次のとおりです。



第7章

文化財の保存・活用に関する措置



市立博物館の展示替え 定期的に展示品を入れ替え、資料の劣化を防ぎます。



第7章

文化財の保存・活用に関する措置

第5章では将来像及び基本方針を定めるとともに、第6章では課題を整理し、施策の体系を定めました。では、具体的にはどのような措置をしていけばいいのでしょうか。

第7章では、文化財の保存・活用に関する、127の措置を掲げます。

1 措置の考え方

第5章で掲げた将来像と五つの基本方針（→100・101ページ）、第6章で掲げた19の基本施策（→117ページ）に基づき、地域計画では将来像の実現に向け、127の具体的な措置を展開していきます。

各措置に、措置名、措置内容、継続事業・新規事業の別、取組主体、計画期間を記載し、いずれも年度ごとに本市が策定する3か年実施計画及び予算編成に基づき実施していきます。

取組の実施に係る財源は、文化財所有者の自己負担金や市費のほか、県費、国費（文化財関連補助金、歴史まちづくり関連補助金、新しい地方経済・生活環境創生交付金等）、その他民間資金等を活用し、幅広い財源確保に努めます。

表の見方

- 【取組主体】** 行政：水戸市
→188ページ参照
所有：文化財所有者・団体
市民：市民、市民活動団体（NPO、ボランティア団体、地域コミュニティ団体、公益的な活動を行う企業等）
民間：営利企業、法人
専門：大学、研究機関、学識経験者
◎：実施主体 ○：協力 *：状況により協力
- 【計画期間】** 前期：2026（令和8）年度～2028（令和10）年度
後期：2029（令和11）年度～2033（令和15）年度
■：計画期間内に実施
- 【ピクトグラム（絵記号）】** 表右上のピクトグラム：各措置と関連の深いSDGs（→13ページ）
表左上のピクトグラム：各措置と関連の深い本市の特性（→80ページ）

措置名	措置内容	継続 / 新規	取組主体					計画期間	
			行政	所有	市民	民間	専門	前期	後期
1-3-1	ホームページの充実	継続	◎					■	■
1-3-2	SNS、動画配信サービスを活用した情報発信	継続	◎					■	■



2 措置

(1) 基本方針1「偕に知る－調査・研究・発信－」に関する措置

① 基本施策1-1 文化財の調査・研究と価値の発信

【数値目標】

- 未指定文化財・市内遺跡・博物館資料の期間内調査件数：500件以上

【措置】



措置名	措置内容	継続 ／ 新規	取組主体					計画 期間	
			行政	所有	市民	民間	専門	前期	後期
1-1-1	未指定文化財の調査・研究	継続	◎				*	■	■
1-1-2	民間所在資料の把握	継続	◎		*		*	■	■
1-1-3	市内遺跡の調査・研究 (再掲2-3-5)	継続	◎				*	■	■
1-1-4	博物館における資料の 収集・調査・研究	継続	◎				*	■	■
1-1-5	ヒカリモの調査・研究	継続	◎				○	■	■
1-1-6	自然環境調査の実施	継続	◎					■	■



市内遺跡の調査・研究

遺跡内で土木工事等を行う場合、文化財保護法に基づく事前の手続が必要です。本市では同手続により年間100件以上の調査を実施しています。

※写真：台渡里官衙遺跡群内容確認調査



民間所在資料の把握

民間所在資料が確認された場合は、市の文化財専門職員や学芸員が実見し、所在情報を共有するとともに、保管方法等について助言を行っています。

※写真：民間所在の古文書調査



② 基本施策1-2 近世日本の教育遺産群の調査・研究

【数値目標】

- 教育遺産に誇りを感じる市民の割合（4市期間内平均）：90%を維持

【措置】



措置名	措置内容	継続／新規	取組主体					計画期間	
			行政	所有	市民	民間	専門	前期	後期
1-2-1	世界遺産登録に向けた取組の推進	継続	○	*	*	*	*	■	■
1-2-2	世界遺産シンポジウム・講演会等の開催	継続	○		*		*	■	■
1-2-3	教育遺産世界遺産登録推進協議会を通じた広域連携	継続	○	*	*	*	*	■	■

③ 基本施策1-3 効果的な文化財の情報発信

【数値目標】

- 文化遺産説明板の期間内設置数：10基

【措置】



措置名	措置内容	継続／新規	取組主体					計画期間	
			行政	所有	市民	民間	専門	前期	後期
1-3-1	ホームページの充実	継続	○					■	■
1-3-2	SNS、動画配信サービスを活用した情報発信	継続	○					■	■
1-3-3	全国データベースシステムの活用	継続	○					■	■
1-3-4	刊行物による情報発信	継続	○					■	■
1-3-5	シンポジウム・講演会等の開催(再掲4-2-5)	継続	○		○	○	○	■	■
1-3-6	説明板、案内板、標柱、サイン、銅像等の修繕・新設	継続	○	○	○			■	■
1-3-7	多言語対応の強化	継続	○					■	■



序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

資料



世界遺産シンポジウム・講演会等の開催

国際シンポジウムや講演会等の開催を通して、近世日本の教育遺産群の価値や魅力を発信します。

※写真：国際シンポジウム「世界から見た近世日本の教育遺産群」



SNS、動画配信サービスを活用した情報発信

SNSやYouTubeなどの動画配信サービスを活用し、幅広い世代への情報発信をしていきます。

※写真：市公式YouTube



説明板、案内板、標柱、サイン、銅像等の修繕・新設

現地説明板は文化財の価値を知る重要な工作物であり、修繕や新設により、魅力の発信に努めます。

※写真：文化財説明板の修繕例(石造宝篋印塔)





(2) 基本方針2「偕に守る－保存－」に関する措置

① 基本施策2-1 文化財指定等による保存の充実

【数値目標】

○ 市指定文化財の期間内新規指定数：15件

【措置】



措置名	措置内容	継続／新規	取組主体					計画期間	
			行政	所有	市民	民間	専門	前期	後期
2-1-1 文化財指定の推進	市指定文化財の新規指定を推進します。	継続	○	○				■	■
2-1-2 市地域文化財認定の推進	市地域文化財の新規認定を推進するとともに、地方登録文化財への移行に向けた検討を行います。	継続	○	○	○			■	■
2-1-3 国登録文化財の登録推進	国登録文化財の新規登録を推進します。	継続	○	○				■	■
2-1-4 関連する制度への推進・協力	関連する制度(第2章第3、市地域文化財を除く。)の新規指定等を推進又は協力します。	継続	○	○	○		*	■	■

② 基本施策2-2 歴史・自然景観の保全・形成

【数値目標】

○ 水戸城土塁(法面)整備の進捗率：100%(竣工)

【措置】



措置名	措置内容	継続／新規	取組主体					計画期間	
			行政	所有	市民	民間	専門	前期	後期
2-2-1 風致地区における規制等の適正な運用	市街地に残る豊かな自然的景観の保全に向け、風致地区における規制等の適正な運用を図ります。	継続	○		*			■	■
2-2-2 景観ガイドライン等による景観誘導	市民向け景観ガイドラインの策定等により、市民主体の景観形成に向けた景観誘導を行います。	継続	○		○			■	■
2-2-3 公共施設における先導的な景観形成	水戸市公共施設景観形成ガイドラインや水戸市サインマニュアルに基づき、公共施設の良好な景観形成を図ります。	継続	○					■	■
2-2-4 水戸ならではの景観の形成	偕楽園・千波湖周辺や弘道館・水戸城跡周辺等の地区においては、自然や歴史的資源と調和した景観形成を推進します。	継続	○		○			■	■
2-2-5 水戸城土塁(法面)の整備(再掲2-5-5)	急傾斜地の崩落対策を講じるとともに、水戸城にふさわしい景観形成を図るため、土塁(法面)整備を実施します。	継続	○					■	■
2-2-6 特別緑地保全地区の保全	身近な緑としての特別緑地保全地区の保全と適正な管理を促進します。	継続	○		*			■	■
2-2-7 森林保全の推進	平地林、私有林の保全やナラ枯れ、松くい虫被害対策を進めるとともに、森林ボランティア活動を促進するなど、森林保全を推進します。	継続	○		*			■	■



措置名	措置内容	継続／新規	取組主体				計画期間		
			行政	所有	市民	民間	専門	前期	後期
2-2-8 豊かな水辺環境の保全	千波湖をはじめとする多くの水辺空間について、より市民に親しまれるよう、保全、整備に努め、ビオトープの整備等に積極的に取り組んでいる市民活動団体の活動を支援します。	継続	◎		*			■	■
2-2-9 生物多様性の保全	生物の生息・生育環境の保全を図るとともに、希少種の保護や外来種対策を実施するなど、ネイチャーポジティブに向けた取組を推進します。	継続	◎		*			■	■
2-2-10 保存樹等の適正管理の促進	保存樹等の適正な維持管理の支援を図るとともに、新規の指定に努めます。	継続	◎		*			■	■

- 序章
- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章
- 第7章
- 第8章
- 第9章
- 資料



文化財指定の推進

市内に存する未指定文化財の中から、価値の高いものを詳しく調査し、市指定文化財に指定することで将来の世代に伝える取組を推進しています。

※写真:市指定候補物件の調査(六角宝幢形経筒)



豊かな水辺環境の保全

本市では、市民、事業者、関係団体との協働により、千波湖の南側の各地にビオトープを整備しています。

※写真:千波湖ビオトープの整備活動



水戸ならではの景観の形成

都市景観重点地区における優れた都市景観づくりに寄与する行為に対し助成金を交付し、自然や歴史に調和した景観づくりを推進しています。

※写真:二の丸角櫓下の看板改修例



③ 基本施策2-3 文化財の性質に応じた多様な保存措置

【数値目標】

○ 史跡台渡里官衙遺跡群保存活用計画作成の進捗率：100%（策定済）

【措置】



措置名	措置内容	継続／新規	取組主体					計画期間	
			行政	所有	市民	民間	専門	前期	後期
2-3-1 指定等文化財の適切な管理	指定等文化財を確実に保存していくため、文化財保護法、市文化財保護条例等に基づき、適切に管理します。	継続	◎	○				■	■
2-3-2 指定等文化財の巡視（再掲2-5-9）	指定文化財を定期的に巡視し、文化財や防犯・防火設備に異常がないかモニタリングを行います。	継続	◎	*				■	■
2-3-3 遺跡地図の更新	埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の範囲を周知し、開発等による遺跡の取扱いを円滑に進めるため、遺跡地図を適宜更新します。	継続	◎					■	■
2-3-4 史跡等の公有化	本市の歴史にとって重要な史跡を将来に伝えるため、市民や地域の要望を勘案し公有化を検討します。	継続	◎					■	■
2-3-5 市内遺跡の調査・研究（再掲1-1-3）	市内遺跡の調査・研究を進め、報告書刊行等により、遺跡の価値を発信します。	継続	◎				*	■	■
2-3-6 指定相当の埋蔵文化財の現地保存に向けた検討	指定相当の埋蔵文化財が発見された場合は、開発原因者や関係機関等と協議し、現地保存に努めます。	継続	◎	*		*		■	■
2-3-7 市外にある関連史跡等の保存への支援	天狗・諸生の乱関連史跡など、本市の歴史にとって重要な市外の関連史跡について、関係自治体や団体と連携を図りながら保存のための支援を行います。	継続	◎	○	○			■	■
2-3-8 台渡里官衙遺跡群の保存活用計画の作成	国指定史跡台渡里官衙遺跡群保存活用計画の作成を進めます。	継続	◎	*				■	■
2-3-9 博物館資料の適切な保管	博物館の収蔵資料を適切に保存していくため、収蔵庫不足解消のための検討を進めます。	継続	◎					■	■
2-3-10 出土遺物の適切な保管	出土遺物を適切に収蔵・保管していくため、収蔵庫不足解消のための検討を進めます。	継続	◎					■	■
2-3-11 市史編さん資料、公文書等の適切な保管	本市の歴史をひもとく上で重要な歴史資料である市史、町史、村史編さん資料及び公文書を適切に管理・保管していく環境を整えます。	継続	◎					■	■



指定等文化財の適切な管理

文化財は風雨や温湿度変化によって劣化が進んでいくため、日頃から異常の有無を点検する必要があります。劣化の進行が著しい場合は修復工事を行い、旧来の姿を維持していきます。

※写真：薬王院本堂（国重要文化財）の屋根修復工事



④ 基本施策2-4 デジタル技術による文化財の保存

【数値目標】

- 市立博物館のデジタルアーカイブシステム構築の進捗率：100%（構築済）

【措置】



措置名	措置内容	継続／新規	取組主体					計画期間		
			行政	所有	市民	民間	専門	前期	後期	
2-4-1	新技術を応用した文化財保存・活用のDX	新規	◎						■	■
2-4-2	博物館資料のデジタルアーカイブの構築	継続	◎						■	■

⑤ 基本施策2-5 文化財の防犯・防災体制の強化

【数値目標】

- 文化財防災マニュアル策定の進捗率：100%（完了）

【措置】



措置名	措置内容	継続／新規	取組主体					計画期間		
			行政	所有	市民	民間	専門	前期	後期	
2-5-1	文化財防災マニュアルの策定	新規	◎					*	■	■
2-5-2	文化財レスキューリストの作成	新規	◎						■	■
2-5-3	各種ハザードマップによる啓発	継続	◎						■	■
2-5-4	那珂川水系流域治水プロジェクトの促進	継続	◎						■	■
2-5-5	水戸城土塁(法面)の整備<再掲2-2-5>	継続	◎						■	■
2-5-6	防災設備の整備促進	継続	○	◎					■	■
2-5-7	防火対象物への立入検査の強化	継続	◎	○					■	■



措置名	措置内容	継続／新規	取組主体					計画期間	
			行政	所有	市民	民間	専門	前期	後期
2-5-8 文化財防火デーの実施	文化財防火デーにあわせ、文化財所有者や地域の協力のもと防火訓練を実施するなど、火災予防の啓発に努めます。	継続	◎	○	○			■	■
2-5-9 指定等文化財の巡視(再掲2-3-2)	指定文化財を定期的に巡視し、文化財や防犯・防火設備に異常がないかモニタリングを行います。	継続	◎	*				■	■
2-5-10 関連機関・団体と連携した文化財レスキュー体制の構築	災害発生時に即時対応できるよう、茨城史料ネット、県立歴史館等との連携を強化し、レスキュー体制の構築に努めます。	新規	◎				◎	■	■

(3) 基本方針3「偕に生かす－活用－」に関する措置

① 基本施策3-1 水戸ならではの歴史まちづくりの推進

【数値目標】

- 歴史的風致維持向上計画(第3期)策定の進捗率:100%(策定済)

【措置】



措置名	措置内容	継続／新規	取組主体					計画期間	
			行政	所有	市民	民間	専門	前期	後期
3-1-1 歴史的風致維持向上計画に基づく施策の推進	水戸ならではの歴史的景観の保全・形成に取り組むとともに、歴史的資源の適切な保存・活用を図るなど、天下の魁・水戸にふさわしい風格ある歴史まちづくりを進めます。また、歴史的風致維持向上計画(第3期)の策定を進めます。	継続	◎	*	*	*		■	■

② 基本施策3-2 文化財を生かした交流拠点づくり

【数値目標】

- 水戸城跡(二の丸展示館)の期間内入館者数:25万人

【措置】



措置名	措置内容	継続／新規	取組主体					計画期間	
			行政	所有	市民	民間	専門	前期	後期
【弘道館・水戸城跡周辺地区】									
3-2-1 水戸城歴史的建造物を活用した魅力づくり	水戸城歴史的建造物である大手門や二の丸角櫓等を活用し、講座やイベントを開催しながら、水戸ならではの歴史を感じることで魅力づくりを推進します。	継続	◎					■	■
3-2-2 民間連携による年間を通じたにぎわいづくり	民間事業者等の主体による、地区の魅力向上及び誘客促進につながるイベントの開催を支援します。	継続	◎		○			■	■



博物館資料のデジタルアーカイブの構築

博物館が収蔵する膨大な資料について、市民が活用しやすいデジタルアーカイブの構築に取り組みます。
 ※写真: 市立図書館のデジタルアーカイブサイト



文化財防災マニュアルの策定

文化財防災マニュアルを策定し、文化財が被災したときにレスキュー活動を迅速に行える環境を整えます。
 ※写真: 赤沼山薬師堂の文化財レスキュー



文化財防火デーの実施

法隆寺金堂壁画が焼損した1月26日は文化財防火デーとして制定され、全国で文化財を対象とした防火訓練が行われています。本市でも毎年訓練を実施しています。
 ※写真: 吉沼観音堂での防火訓練

水戸城歴史的建造物を活用した魅力づくり

復元した水戸城大手門・二の丸角櫓等を活用したイベント等を開催し、多くの人が集う交流拠点としての魅力を高めていきます。
 ※写真: 雅 千人きもの行列



- 序章
- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章
- 第7章
- 第8章
- 第9章
- 資料



第7章 文化財の保存・活用に関する措置

措置名	措置内容	継続 ／ 新規	取組主体					計画 期間	
			行政	所有	市民	民間	専門	前期	後期
【弘道館・水戸城跡周辺地区】									
3-2-3	朝型・夜型イベントの充実 (再掲3-2-6)	地区に有する地域資源を最大限活用しながら、民官連携により朝型・夜型イベントを創出し、観光客の滞在時間の延長や宿泊客の増加につなげます。	継続	◎			○		■ ■
3-2-4	歴史的景観の改修整備	改修された水戸学の道等の歴史的景観の維持に努めます。	継続	◎					■ ■
【偕楽園・千波湖周辺地区】									
3-2-5	梅まつりをはじめ 年間を通した 民官連携イベントの充実	各種まつりにおけるコンテンツの更なる充実を図ります。また、民間事業者主体のイベント開催を支援し、地区の魅力向上を図ります。	継続	◎			○		■ ■
3-2-6	朝型・夜型イベントの充実 (再掲3-2-3)	地区に有する地域資源を最大限活用しながら、民官連携により朝型・夜型イベントを創出し、観光客の滞在時間の延長や宿泊客の増加につなげます。	継続	◎			○		■ ■
3-2-7	園路、広場等の整備	水戸ならではの楽しめる交流拠点づくりを進める取組の一環として、千波公園の園路、広場等の整備を図ります。	継続	◎					■ ■
3-2-8	民間活力等を活用した 魅力的な空間演出	黄門像広場周辺地区で実施しているパークPFI事業により、自然の特色を生かしつつ、民間活力を活用した魅力的な空間演出を推進します。	継続	◎			◎		■ ■
3-2-9	千波湖における環境学習会 等の実施	協働による千波湖学習会の開催等により、千波湖周辺の自然環境保全に係る意識の高揚を図ります。	継続	◎			○		■ ■
3-2-10	偕楽園、千波湖、アダスト リアみとアリーナ等と連携 した回遊性を高める仕掛け づくりの推進	偕楽園、千波湖、アダストリアみとアリーナ等と連携した回遊性向上に向けた事業を推進します。	継続	◎			○		■ ■
【保和苑周辺地区(ロマンチックゾーン)】									
3-2-11	既存施設のリノベーション	魅力ある交流拠点の一つとしてにぎわいの創出を図るため、公園施設の更新や園路の整備等を実施するとともに、修景施設の整備を進めます。	継続	◎					■ ■
3-2-12	あじさいまつりの充実	近隣学校や地元商店会等と連携しながら、水戸のあじさいまつりの各コンテンツの充実を図ります。	継続	◎			○ ○		■ ■
3-2-13	近隣学校等と連携した若い 世代を呼び込む取組の推進	近隣学校や地元商店会等と連携しながら、保和苑及び周辺史跡を活用した事業を実施し、年間を通して「水戸のロマンチックゾーン」に若い世代を呼び込みます。	継続	◎			○ ○		■ ■
【備前堀周辺地区】									
3-2-14	市民主体の景観まちづくり の促進	建築物等の景観誘導を図ること等により、住んでいてよかったと思える備前堀景観まちづくりを進めます。	継続	◎	*	◎			■ ■
3-2-15	備前堀を活用したイベント の開催	備前堀灯ろう流しなど、備前堀を活用した民間イベントの開催を支援します。	継続	○			◎		■ ■
【歴史公園・史跡・建造物等】									
3-2-16	台渡里官衙遺跡群の 活用方策の検討	国史跡台渡里官衙遺跡群について、地域住民等との協働のもと、新たな魅力発信交流拠点としての活用方策を検討します。	継続	◎			○ *		■ ■
3-2-17	吉田古墳の活用方策の検討	国史跡吉田古墳について、地域住民等との協働のもと、新たな交流創出に向けた活用方策を検討します。	継続	◎			* *		■ ■
3-2-18	大串貝塚ふれあい公園の 活用	地域や市民に親しまれる歴史公園となるよう、埋蔵文化財センターの展示、貝層断面の修繕、風土記の丘ふるさとまつりの充実等を図ります。	継続	◎			* *		■ ■
3-2-19	くれふしの里古墳公園の 活用	県内有数の古墳密集地としての特性を生かしながら、にぎわいのある魅力発信交流拠点の形成を図ります。	継続	◎					■ ■
3-2-20	市が所有又は管理する 史跡・建造物等の活用	地域の歴史に愛着を感じてもらえるよう、水戸市水道低区配水塔や日新塾跡をはじめとする、市が所有又は管理する建造物・史跡等の有効活用を図ります。	継続	◎			*		■ ■



序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

資料



梅まつりをはじめ年間を通した民官連携イベントの充実

偕楽園・千波湖周辺地区では、水戸の桜まつり、水戸の梅まつり、水戸の萩まつり等において、民間連携によるさまざまなイベントが実施されています。

※写真:水戸の梅まつり(偕楽園)

あじさいまつりの充実

保和苑(市地域文化財)では約100種6,000株のあじさいが色鮮やかに咲き誇ります。

※写真:水戸のあじさいまつり(保和苑)



備前堀を活用したイベントの開催

備前堀では毎年お盆の時期に、先祖の霊や平和への思いを託す「備前堀灯ろう流し」が開催され、下市地区の夏の風物詩になっています。

※写真:備前堀灯ろう流し



③ 基本施策3-3 日本遺産を生かした魅力発信

【数値目標】

○ 日本遺産フェスティバルin水戸の参加者数：1万人

【措置】



措置名	措置内容	継続／新規	取組主体					計画期間	
			行政	所有	市民	民間	専門	前期	後期
3-3-1 日本遺産を生かしたブランド力の向上	日本遺産「近世日本の教育遺産群－学ぶ心・礼節の本源－」について、関係自治体や市民との協働により、教育や観光に活用するなど、ブランド力の向上を図ります。	継続	◎		○	○		■	■
3-3-2 日本遺産フェスティバルin水戸の開催	全国の日本遺産ストーリーが集結する日本遺産フェスティバルを2028(令和10)年度に開催し、まちなかの活性化を図ります。	新規	◎		*	*		■	
3-3-3 教育遺産群地域プレーヤーの育成	構成文化財を理解し、教育遺産群に関する事業を将来的に担う地域プレーヤーを育成します。	継続	◎		○			■	■
3-3-4 県内日本遺産認定都市間の連携	日本遺産認定ストーリーの所在市である笠間市(認定名:かさまじこ)及び牛久市(認定名:日本ワイン140年史)と連携した講演会やイベントを開催するなど、県内日本遺産の魅力を発信します。	継続	◎					■	■
3-3-5 二の丸展示館における展示の充実	二の丸展示館において、日本遺産に関する展示を適宜更新し、ビジターセンターとしての機能の充実を図ります。	継続	◎					■	■
3-3-6 インバウンド観光の推進	水戸市インバウンド推進機構と連携しながら、ターゲットを絞ったSNS等の活用による戦略的プロモーションの実施と、多言語対応等による受入体制の充実を図ります。	継続	◎			○		■	■

④ 基本施策3-4 水戸らしさを伝える文化財の活用

【数値目標】

○ 文化財を活用したグッズ制作数：10点

【措置】



措置名	措置内容	継続／新規	取組主体					計画期間	
			行政	所有	市民	民間	専門	前期	後期
3-4-1 各種まつりの充実	水戸ならではの歴史、文化、食、体験等の資源を活用しながら、まつり・イベントの充実を図ります。	継続	◎		○	○		■	■
3-4-2 水戸発祥のオセロの普及・啓発	各種オセロ大会・講座・イベントの開催、大規模大会の誘致に取り組みながら、文化としてのオセロを市民に定着させるため、幅広い世代にへ向けたオセロの普及・啓発に努めます。	継続	◎		○			■	■
3-4-3 歴史的資源、花火、納豆や水府提灯等の特産品を活用したブランディング	集客力のあるイベントにおいて、弘道館・偕楽園等の水戸徳川家ゆかりの歴史的資源や、花火、納豆、水府提灯等の地域資源を活用したコンテンツの実施及びPRを行います。	継続	◎			○		■	■
3-4-4 水戸の誇る食文化の発信	ホームページやSNS等を通じて本市の特産品である納豆の情報を発信するほか、納豆関連イベント等への支援を行い、「納豆のまち・水戸」のプロモーションを実施します。	継続	◎			○		■	■



措置名	措置内容	継続／新規	取組主体				計画期間		
			行政	所有	市民	専門	前期	後期	
3-4-5	水戸の誇る伝統文化の発信	継続	◎					■	■
3-4-6	農福連携によるわら納豆の未来への継承	継続	◎		○	○		■	■
3-4-7	水戸の梅産地づくりの推進	継続	◎		○	○	*	■	■
3-4-8	グッズの制作・販売 (再掲5-3-1)	継続	◎					■	■

- 序章
- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章
- 第7章
- 第8章
- 第9章
- 資料



各種まつりの充実

大串貝塚ふれあい公園では、毎年11月に風土記の丘ふるさとまつりを開催しています。郷土民俗芸能や原始・古代の歴史に触れる体験イベント等を実施し、多くの人で賑わいます。
※写真：風土記の丘ふるさとまつり

歴史的資源、花火、納豆や水府提灯等の特産品を活用したブランディング

千波湖で開催される水戸偕楽園花火大会は1906(明治39)年に起源を持つ伝統ある花火大会であり、多くの人で賑わいます。同大会では野村花火工業(1875(明治8)年創業)の優れた技を楽しむことができます。
※写真：水戸偕楽園花火大会



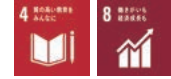


⑤ 基本施策3-5 博物館活動の推進

【数値目標】

- 市立博物館の期間内開催特別展・企画展の平均満足度：90%

【措置】



措置名	措置内容	継続／新規	取組主体					計画期間		
			行政	所有	市民	民間	専門	前期	後期	
3-5-1 市立博物館における展示の充実	市立博物館において、常設展示を適宜更新するとともに、特別展及び企画展を開催するなど、自然、歴史、民俗、美術資料を生かした展示の充実を図ります。	継続	○						■	■
3-5-2 埋蔵文化財センターにおける展示の充実	埋蔵文化財センターにおける市内遺跡調査の成果をもとにした企画展を開催するなど、考古資料を生かした展示の充実を図ります。	継続	○						■	■
3-5-3 内原郷土史義勇軍資料館における展示の充実	内原郷土史義勇軍資料館において、満蒙開拓に特化した国内唯一の公立博物館としての特性を生かし、企画展を開催するなど、展示の充実を図ります。	継続	○						■	■
3-5-4 水戸芸術館の運営充実	水戸芸術館において、音楽、演劇、美術分野の多彩な事業の実施により、市民文化を醸成しながら、世界に向けて芸術・文化を創造・発信するなど、運営の充実に取り組みます。	継続	○						■	■
3-5-5 植物公園の再整備	既存の魅力ある施設や眺望を生かしながら、幅広い客層が気軽に訪れることのできる公園とするため、第2期リニューアル整備を進めます。	継続	○						■	■
3-5-6 植物公園の更なる魅力づくり	植物公園について、イベントや各種展示会の開催、体験学習の充実、遠足・旅行会・研究会の場としての利活用等の事業展開を通して、公園の更なる魅力づくりを推進します。	継続	○						■	■

⑥ 基本施策3-6 歴史を生かした平和事業の推進

【数値目標】

- 戦争経験のアーカイブ化の進捗率：100% (完了)

【措置】



措置名	措置内容	継続／新規	取組主体					計画期間		
			行政	所有	市民	民間	専門	前期	後期	
3-6-1 平和記念館における展示の充実	平和記念館について、水戸空襲や戦後復興の歩み等の展示を通して、平和事業を推進します。	継続	○						■	■



措置名	措置内容	継続／新規	取組主体					計画期間	
			行政	所有	市民	民間	専門	前期	後期
3-6-2 戦争経験のアーカイブ化	戦争経験者の実経験を後世に伝えるため、戦争語り部の講演やインタビューを可能な限りアーカイブ化し、市民に発信します。	継続	◎		○				■ ■
3-6-3 ぴ〜すプロジェクトの実施	多角的な平和事業を展開するため、市内博物館が連携する「ぴ〜すプロジェクト」を推進します。	継続	◎		*	*			■ ■
3-6-4 わたしは戦争を忘れないの開催	水戸空襲の日(8月2日)及び終戦の日(8月15日)にあわせ、「わたしは戦争を忘れない」を開催し、戦争経験者の記憶を実際に聞く機会を提供します。	継続	◎		○				■
3-6-5 戦後世代による戦争経験の継承	戦争経験者の記憶が失われないよう、戦後世代の市民が継承していく取組を推進します。	継続	◎		○				■ ■

- 序章
- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章
- 第7章
- 第8章
- 第9章
- 資料



市立博物館における展示の充実

市立博物館では、水戸に関する自然、歴史、民俗、美術に関する資料を定期的に入れ替えて常設展示しています。年数回開催される展覧会は郷土の文化や自然の魅力を知る貴重な機会となっています。

※写真:市立博物館の展覧会



埋蔵文化財センターにおける展示の充実

埋蔵文化財センターでは、市内遺跡から発掘された主要な出土品が多数陳列されています。また年1回開催される企画展では、水戸に関する考古資料の魅力テーマに沿って学ぶことができます。
※写真:埋蔵文化財センターの企画展

内原郷土史義勇軍資料館における展示の充実

内原郷土史義勇軍資料館では、満蒙開拓青少年義勇軍に関する実物資料が常設展示されるとともに、企画展が開催され、満蒙開拓と戦争の歴史を学ぶことができます。
※写真:内原郷土史義勇軍資料館の常設展示



戦後世代による戦争経験の継承

市民活動団体「次世代に伝えたい朗読と紙芝居のオリーブ」は、戦争経験者の記憶を紙芝居にして、分かりやすく伝える活動を続けています。
※写真:市立博物館における紙芝居の上演

(4) 基本方針4「偕に育てる一人づくり」に関する措置

① 基本施策4-1 文化財を生かした子育て、学校教育の推進

【数値目標】

- 博物館資料を活用した学校連携事業における期間内の連携学校数：100校

【措置】



措置名	措置内容	継続／新規	取組主体					計画期間	
			行政	所有	市民	民間	専門	前期	後期
4-1-1 水戸スタイルの教育の推進 (キャリアプラン)	日本遺産に関する現地見学など、郷土への理解と関心を深める教育や、芸術に触れ豊かな感性を育む教育を充実するとともに、様々な体験学習を通して協調性や自律性を育む「キャリアプラン」を推進します。	継続	◎					■	■



措置名	措置内容	継続／新規	取組主体					計画期間	
			行政	所有	市民	民間	専門	前期	後期
4-1-2	博物館資料を活用した学校連携事業	継続	◎					■	■
4-1-3	埋蔵文化財センターでの体験学習の充実	継続	◎					■	■
4-1-4	水戸郷土かるたの活用	継続	◎					■	■
4-1-5	こどもが理解しやすい展示の充実	継続	◎					■	■
4-1-6	伝統文化親子教室の開催支援	継続	◎		○			■	■
4-1-7	こどもたちへの芸術文化教育の推進	継続	○			◎		■	■
4-1-8	おもてなしボランティア活動の推進	継続	◎					■	■

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

資料



水戸郷土かるたの活用

本市では小学校区ごとに水戸郷土かるた大会を開催し、青少年の健全育成と郷土学習を推進しています。

※写真:水戸郷土かるた中央大会

おもてなしボランティア活動の推進

水戸の梅まつり期間中、児童・生徒が偕楽園、弘道館、水戸城等で観光客への案内等のおもてなしを実施しています。

※写真:第二中学校生徒による案内





② 基本施策4-2 文化財を生かした生涯学習の推進

【数値目標】

○ 史跡めぐりの期間内平均満足：90%

【措置】



措置名	措置内容	継続／新規	取組主体					計画期間		
			行政	所有	市民	民間	専門	前期	後期	
4-2-1	いきいき出前講座の推進	継続	◎						■	■
4-2-2	楽しみながら学べる生涯学習機会の充実	継続	◎						■	■
4-2-3	市民主体の生涯学習活動の促進	継続	◎						■	■
4-2-4	史跡めぐりの開催	継続	◎						■	■
4-2-5	シンポジウム・講演会等の開催(再掲1-3-5)	継続	◎		◎	◎	◎		■	■
4-2-6	自然観察会の開催	継続	◎						■	■
4-2-7	水戸市郷土民俗芸能のつどいの開催支援	継続	◎			○			■	■
4-2-8	民俗芸能団体への支援の充実	継続	◎						■	■
4-2-9	図書、資料の充実	継続	◎						■	■



史跡めぐりの開催

毎年2回開催する「史跡めぐり」では、市内外の複数の文化財を解説付きで見学します。リピート率の高い文化財学習イベントとして定着しています。

※写真:史跡めぐり(棚倉町)



水戸市郷土民俗芸能のつどいの開催

(一社)水戸市郷土民俗芸能協議会は、隔年で「水戸市郷土民俗芸能のつどい」を開催しています。本市の様々な郷土民俗芸能を鑑賞できる貴重な機会です。

※写真:水戸市郷土民俗芸能のつどい



(5) 基本方針5「偕に歩む－推進体制－」に関する措置

① 基本施策5-1 文化財の適切な推進体制の充実

【措置】

措置名	措置内容	継続／新規	取組主体					計画期間		
			行政	所有	市民	民間	専門	前期	後期	
5-1-1	附属機関等における審議	継続	◎						■	■
5-1-2	専門委員による指導・助言	継続	◎						■	■
5-1-3	文化財主事、学芸員の適切な配置	継続	◎						■	■
5-1-4	博物館の適切な施設管理	継続	◎						■	■

② 基本施策5-2 地域と協働した推進体制の充実

【措置】

措置名	措置内容	継続／新規	取組主体					計画期間		
			行政	所有	市民	民間	専門	前期	後期	
5-2-1	文化財関連団体との連携	継続	◎		○				■	■
5-2-2	市民活動団体との連携	継続	◎		○				■	■
5-2-3	企業・学校との連携	継続	◎			○	*		■	■
5-2-4	文化財所有者等への支援	継続	◎	○					■	■



市民活動団体との連携

国田歴史学習会では、市との協働により国田地区内の歴史名所に看板を設置し、歴史講演会やウォーキングを通して、郷土の歴史の保存・活用の取組を進めています。

※写真：白石館の看板



③ 基本施策5-3 保存・活用のための財源確保

【措置】

措置名	措置内容	継続 ／ 新規	取組主体					計画 期間	
			行政	所有	市民	民間	専門	前期	後期
5-3-1 グッズの制作・販売 (再掲3-4-8)	文化財を活用したグッズを制作・販売し、文化財への愛着を促進するとともに、財源確保に努めます。	継続	◎					■	■
5-3-2 基金の運用	文化財の保存、美術品の購入及び芸術振興を図るため、文化財保護基金及び芸術振興基金の効果的な運用に努めます。	継続	◎					■	■
5-3-3 ふるさと納税・クラウドファンディングの活用	ふるさと納税やクラウドファンディングを活用し、文化財の保存・活用のための財源確保に努めます。	継続	◎					■	■



グッズの制作・販売

水戸の文化財をモチーフに、購買力の高い本市ならではのオリジナルグッズを制作し、文化財の魅力発信と財源確保に努めています。

※写真:教育遺産群トートバッグ

「水戸のコウノトリを未来へつなぐ |コウノトリ羽ばたきプロジェクト|」

カテゴリー:動物

達成!
水戸のコウノトリを未来へつなぐ
~コウノトリ羽ばたき
プロジェクト~

✕ ポスト いいね! シェアする

寄付金額 **1,001,000円**

100%

目標金額:1,000,000円

達成率 100%	支援人数 52人	終了まで 受付終了
--------------------	--------------------	---------------------

茨城県水戸市(いばらきけん みとし)

♡ お気に入り

このプロジェクトは終了しました

ふるさと納税・クラウドファンディングの活用

本市では「水戸黄門ふるさと寄附金」としてふるさと納税を受け付け、自主財源の確保・拡充に努めています。

※写真:クラウドファンディング型ふるさと納税「水戸のコウノトリを未来につなぐ~コウノトリ羽ばたきプロジェクト~」(2025(令和7)年実施)